

【事案VI-4】火災共済金請求

・平成 29 年 11 月 27 日 申立て不受理

<事案の概要>

平成 29 年 2 月に発生した火災により、所有していた店舗兼住居が全焼し、共済金を請求した。

被申立人は、審査の結果、事故当時、申立人が対象建物を不定期に利用していたが、居住していなかったことを理由に契約無効を主張して支払対象外としたため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は申立人に対して風水害等給付金付火災共済の住宅 3,720 万円、家財 1,900 万円、合計 5,620 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件物件は、店舗併用住宅として契約した。
- (2) 火災発生当時の申立人の住民票は物件所在地にあった。
- (3) 物件にベット・寝具・家具・テレビ等の家財が置いてあった。
- (4) 事故当時、物件に居住していた。
- (5) 質問調書に署名捺印してしまっているが、記載内容には正確でない個所がある。
- (6) 被申立人側の調査会社は放火の疑いがあるとしているが、名誉棄損である。
- (7) 物件に月の半分は泊まっていた。
- (8) 損害査定書は消防署に提出したものと全労済に提出したものの 2 種類ある。

<共済団体の主張>

被申立人は、平成 29 年 10 月、地方裁判所に対し、債務の不存在確認訴訟を提起し、本件裁定申立事項は訴訟中の紛争に係るもの（裁定手続規則第 16 条第 3 号）に該当することとなったため、裁定審議を開始せず、本件裁定手続を終了することを求める。

<裁定の概要>

審査委員会小委員会における適格性審査の結果、訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第 10 条第 2 項第三号（裁定手続規則第 16 条第三号）に基づき、裁定申し立てを不受理とした。